

○財務省令第五十八号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百四十号）の施行に伴い、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二日

財務大臣 加藤 勝信

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令（令和七年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令

本則中「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

附 則

この省令は、令和七年七月三日から施行する。